

令和6年12月3日
島根県地域振興部交通対策課
担当者 中田
TEL 0852-22-5100

年末の交通事故防止運動の実施について

1 趣旨

年末に向け、時節的な慌ただしさや帰省・旅行に伴う交通量の増加、冬道特有の積雪・凍結や日没時間の早まりなど交通環境の悪化、さらには、飲酒機会の増加に伴う飲酒運転などによる重大交通事故の発生が懸念されます。

このため、令和6年度島根県交通安全県民運動実施要綱に基づき、別添のとおり「年末の交通事故防止運動」を実施し、年末の交通事故防止を図るものです。

2 主催

島根県交通安全対策協議会

3 推進機関・団体

島根県（市町村）交通安全対策協議会構成機関・団体

4 期間

令和6年12月11日（水）から12月31日（火）まで

5 運動の重点

- (1) 飲酒運転の根絶
- (2) 高齢者の交通事故防止
- (3) 夕暮れ時から夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- (4) 冬道の交通事故防止

6 運動の実施要領

別紙のとおり

※本運動の効果があがりますよう、ご協力をお願いします。